

関原発 第219号  
2022年 7月 1日

経済産業大臣  
萩生田 光一 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森 望

高浜発電所 廃樹脂処理装置共用化関連設備設置工事に係る  
高浜発電所第3号機使用前検査申請書の記載内容変更について

2021年4月16日付け関原発第35号で申請しました高浜発電所 廃樹脂処理装置共用化  
関連設備設置工事に係る高浜発電所第3号機使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり  
変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出い  
たします。

1. 使用前検査申請書

高浜発電所第3号機

使用前検査申請書番号

関原発第35号(2021年4月16日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前検査申請書

(変更前)

代表者の氏名 執行役社長 森本 孝

2021年4月16日付け関原発第35号の申請書記載事項

原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2021年 4月16日
------------------------------------------	-------------

(下線は変更部分)

(変更後)

代表者の氏名 執行役社長 森 望

原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2021年 4月16日 <u>2022年 7月 1日</u>
------------------------------------------	-----------------------------------

(下線は変更部分)

2.2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

変更なし

2.3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

変更理由

2022年6月28日付けをもって当社執行役社長が交代したため、代表者の氏名を変更する。

併せて、「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加する。

## 参考

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 1 項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 3 項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。